

家宅搜索「抗議封じ」

宮城さん 土地規制法を批判

米軍と日本政府による自然破壊を追及してきたチヨウ類研究者の宮城秋乃さん(42)に対する県警の強制捜査は、政府が国会成立を目指す土地規制法の先取りという色彩を帯びる。基地周辺に出入りする人が「機能を阻害する行為」を疑われ、中止命令を拒めば、同法違反容疑で同じように捜査される可能性がある。宮城さんは「政府が法律で抗議を封じ込めようとしてい

る」と批判する。宮城さんは北部訓練場の返還地で見つけた米軍の廃棄物をメインゲート前に置き、通行を妨害したとして威力業務妨害容疑に問われている。4日、東村の自宅が県警に家宅搜索され、以降連日のように取り調べを受けている。宮城さんは「世界自然遺産登録を控える中、動物たちが米軍から受けている廃棄物や騒音の被害を政府は



明らかにし出したいのだから。私の抗議行動を制限しようとしたのではない

か」と受け止める。土地規制法が成立し、北部訓練場の周囲1キロが「注視区域」に指定されると、周辺の返還地で調査する宮城さんも「利用者」「関係者」として監視対象になる恐れがある。定義はあいまいだ。

「後で都合よく解釈するためにあえてあいまいにしているようにしか思えない」

い。政府に反対する人の行動を抑制し、思想調査、情報収集をすることが目的ではないか」と批判する宮城さん。「本来は市民が権力の暴走を監視するのが健全な状態だ」と指摘した。弁護人に選任予定の金高望弁護士はこれまでも基地への抗議が威力業務妨害罪に問われたケースに携わった。「今回は女性一人で運べる物を置くという極めて軽微な行為を『威力』と捉えて大々的に家宅搜索した。捜査がエスカレートしている」とみる。

県警は携帯電話やタブレットへのアクセスを求めて

いる。「人間関係を調べることが目的だろう。土地規制法が成立すればこうした政治的な捜査はより容易になつてしまう」と懸念した。捜査への批判に対し、県警は「捜査の有無を含めて答えを差し控えるが、一般論として具体的な犯罪を認知した場合は法と証拠に基づき必要の捜査を行う」としている。(北部報道部・西倉悟朗、編集委員・阿部岳)

米軍北部訓練場のメインゲート前で返還地から集めた廃棄物を示す宮城秋乃さん(7日、東村高江)